

愛知県青少年育成県民会議規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会議は、愛知県青少年育成県民会議と称する。

(事務所)

第2条 この会議の事務所は、名古屋市内に置く。

第2章 目的及び活動

(目 的)

第3条 この会議は、青少年問題のもつ重要性にかんがみ、広く県民の総意を結集し、県の施策と呼応して、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(活 動)

第4条 この会議は、前条の目的を達成するため次の諸活動をすすめる。

- (1) 青少年がその誇りと責任について自覚を高めるための活動
- (2) 親の自覚を促し、明るく楽しい家庭をつくる活動
- (3) 学校、家庭、地域が相互に連けいをはかるための活動
- (4) 勤労青少年の教育、福祉に関する対策をすすめ、その生活条件等の改善を促進するための活動
- (5) 青少年の団体・グループ活動の育成をはかり、青少年がこれに参加することを奨励する活動
- (6) 青少年のための施設の整備拡充を促進し、その利用を奨励する活動
- (7) 青少年に文化、スポーツ、レクリエーションを奨励する活動
- (8) 青少年指導者の連けいを強化する活動
- (9) 青少年の非行防止をはかる活動
- (10) 青少年をとりまく社会環境を浄化する活動
- (11) 青少年の健全育成をはかるための啓発広報に関する活動
- (12) その他この会議の目的を達成するために必要な活動

第3章 組織及び機関

(組 織)

第5条 この会議は、この会議の趣旨に賛同する青少年育成関係機関、団体ならびに青少年団体等(以下「会員」という。)をもって組織する。

2 この会議への加入及びこの会議からの脱退については、細則で定める。

(機 関)

第6条 この会議に次の機関を置く。

- (1) 総 会
 - (2) 理 事 会
- (総 会)

第7条 総会は、この会議の最高の議決機関であって、全会員をもって構成する。

2 総会は毎年1回以上開催するものとし、会長がこれを召集する。

- 3 総会に議長を置き、会長をもってあてる。
- 4 総会においては次の事項を議決する。
 - (1) 活動計画及び会計に関する事項
 - (2) 規約の改正その他総会で必要と認めた事項
(理事会)

第8条 理事会は、次回総会までの間における総会に代わる議決機関であって、会長、副会長及び理事をもって構成し、この規約に定めるもののほか、次の事項を処理する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 理事会は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 理事会は、合理的な理由があると会長が認めた場合、書面（電磁的記録を含む。以下「表決書」という。）により審議することができる。

(部 会)

第9条 この会議は必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は細則で定める。

(定足数)

第10条 総会及び理事会は、それぞれ会員又は理事の2分の1以上の出席（第8条第3項の場合にあつては、2分の1以上の表決書の提出）がなければ開会することができない。

(表 決)

第11条 総会及び理事会は、出席者（第8条第3項の場合にあつては、表決書の提出者）の過半数の賛同を得て議決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(代理人)

第12条 やむを得ない理由のため総会及び理事会に出席できない会員又は理事は、代理人に表決を委任することができる。この場合、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

第4章 役 員

(役 員)

第13条 この会議に次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|-----|---------|-------------|
| (1) 会 長 | 1 名 | (3) 理 事 | 45名以上 65名以内 |
| (2) 副会長 | 若干名 | (4) 監 事 | 2 名 |

(役員を選任)

第14条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において選出する。

(役員の職務)

第15条 会長は、この会議の業務を総理し、この会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、会長及び副会長とともに理事会を構成し、会務を処理する。
- 4 監事は、会計の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に異動があった場合は、役員の属する団体の後任者が就任するものとする。
- 3 役員に欠員を生じた場合は、理事会がこれを選任し、次の総会で承認を得るものとする。
- 4 後任の役員及び補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(顧問)

第17条 この会議に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は会長が委嘱する。
- 3 顧問はこの会議の諮問に応ずる。

(事務局)

第18条 この会議の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務は、当分の間愛知県民文化局県民生活部社会活動推進課が当たる。

第5章 会 計

(会計年度)

第19条 この会議の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第20条 この会議の要する経費は、必要に応じ寄附金、助成金等をもってあてる。

(会計事務の処理)

第21条 この規約のほか、事務局における会計事務の処理については、愛知県財務規則(昭和39年3月25日規則第10号)の規定の例による。

第6章 補 則

(施行細則)

第22条 この規約の施行について必要な事項は、理事会が定める。

(附則)

この規約は、昭和41年10月24日から施行する。

(附則)

この規約は、昭和46年4月1日から施行する。

(附則)

この規約は、昭和51年4月1日から施行する。

(附則)

この規約は、平成5年4月1日から施行する。

(附則)

この規約は、平成10年5月20日から施行する。

(附則)

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

(附則)

この規約は、平成17年5月18日から施行する。

(附則)

この規約は、平成 23 年 5 月 30 日から施行する。

(附則)

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規約は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

加入及び脱退に関する細則

(加 入)

第1条 この会議は加入しようとするものは、書面によって申し出、会長の承認を受けることにより、加入することができる。

2 会長は、前項の承認をしようとする場合には、必要に応じ、理事会の意見を求めることができる。

3 会長は第1項の承認をした場合には、速やかにその旨理事に通知するものとする。

(脱 退)

第2条 この会議を脱退しようとするものは、書面によって申し出ることにより、脱退する。

(附則)

この細則は、昭和41年10月24日から施行する。

(附則)

この細則は、平成10年5月20日から施行する。

(附則)

この細則は、令和2年10月30日から施行する。

<様式>

年 月 日

愛知県青少年育成県民会議会長 殿

機関・団体
代表者名

県民会議加入申込みについて

貴会の目的に賛同し青少年の健全育成運動を推進いたしたいので加入を申し込みます。

記

団体名			
所在地		電話	
代表者名			
機関または 団体の 事業内容			